

○環境省令第三十二号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	(略)	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	(略)
<del>土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）</del>	第二十条第五項、第七項及び第八項並びに第三十八条	(新設)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	(略)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。